

[健康被害補償等]

アスベスト関連疾患実態調査を基に、「公害健康被害の補償等に関する法律」の規定に基づく補償等の対象となるよう、国に要望している。

- ・国への要望（7月27日）

[市町等の健康診査の実施支援]

■ 住民のアスベスト関連疾患の早期発見を図るため、住民健診、事業所健診等の際に、希望者の申し出により、アスベストに関する問診項目を追加し、胸部X線写真の読影の際にアスベスト関連疾患にみられる所見の有無を確認するよう、関係機関と連携し、健診実施主体に要請している。

また、既に健診が終了している方については、希望者の申し出に応じて再読影を行うよう要請している。

なお、過去にアスベストを大量に吸入したおそれがあり、すぐに健診受診を希望される方については、関係市とも協調し、健康福祉事務所（保健所）等で、健診を実施する。

■ アスベスト関連疾患の正しい知識の普及とアスベストに曝露したおそれのある住民に健診の受診を促すため、市町が実施する健診啓発事業に対する支援を行う。

- ・住民啓発用パンフレット（原版）を各市町に配布（8月中旬）

[読影技術の研修]

■ 胸部X線写真の読影精度向上のため、健診に従事する医師を対象に研修を実施する。

- ・健康財団で読影研修会を開催（8月11日、22日）

[医療機関におけるアスベスト関連疾患対応能力の向上]

■ 全ての地域で、アスベスト関連の疾患に対する適切な対応を図るために、専門医師を講師として、診療所等の医師に対する研修を実施する。

- ・アスベスト疾患研修会を開催（8月27日）

■ 検査・治療能力を有する県立病院については、その機能を活用して、アスベスト関連疾患の治療活動の支援を行う。

[アスベスト関連業務従事者等への普及啓発]

■ 労働災害を防止し、職場環境の向上を図るため、商工会議所等を通じて県内事業所等にアスベスト啓発冊子を配布し、アスベスト知識の普及啓発を行う。

- ・アスベスト普及啓発冊子の作成

■ アスベストに関する基礎知識及び予防・救済制度の啓発のため、「アスベスト啓発研修会」を開催する。

- ・事業所の労働安全管理者等を対象に研修会を実施

3 環境対策

[アスベスト関連事業所の監視強化]

アスベスト製品製造工場に対して、より一層の監視強化を図るため、立ち入り検査の頻度を高める。

実施頻度 : 2～3年に1回 → 毎年

対象事業所 : 4か所

[一般大気環境調査の拡充]

一般大気環境におけるアスベスト濃度の測定箇所に、アスベスト製品製造事業所周辺を追加するとともに、新たにアスベスト使用事業所周辺でも調査を実施する。

測定回数 : 年2回以上 (8月～)

測定箇所 : 6か所→25か所

4 建築物対策

[公共施設の実態調査]

県有施設については、昭和63年に吹付けアスベストの使用状況を調査し、必要に応じて改修等の対応を行ってきたが、今回、改めて実態調査を行い、問題があれば速やかに適切な処置を講じる。

・県有施設実態調査マニュアルを作成し、調査を実施

対 象 : 全ての建築物の吹き付けアスベスト等

取りまとめ時期 : 8月下旬

[民間施設の実態調査等]

■ 床面積1,000m²以上の民間建築物について、室内又は屋外に露出したアスベストの吹付の有無等の調査を行い、飛散の危険性のあるものについては、その防止の対策等を指導している。

・民間建築物のアスベスト実態調査の実施を通知 (7月15日)

対 象 : S55以前に施行された建築物の吹き付けアスベスト

取りまとめ時期 : 9月中旬

■ 床面積1,000m²未満の民間建築物について、県民局及び住まいサポートセンターにアスベストに関する相談窓口を設置し、測定調査等の適切な対応を指導している。

相談窓口の設置 (7月21日)

[病院、社会福祉施設、学校等の実態調査]

- 県立施設以外の病院、社会福祉施設、学校等について、室内又は屋外に露出したアスベストの吹付の有無等の調査を行い、飛散の危険性のあるものについては、その防止の対策等を指導する。

対 象：H8以前に竣工した建築物の吹き付けアスベスト等

取りまとめ時期：9月中旬

[解体・改修工事の適正処理の徹底]

- 床面積80m²以上の建築物の解体については、「建設リサイクル法」による事前の届出に基づき、元請業者等に飛散性アスベスト使用の有無の調査及び適正処理を徹底させている。

・解体業者に制度の周知徹底を通知（7月21日）

- 飛散性アスベストを含む建築物解体作業については、「大気汚染防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例」により、事前の届出に基づき、現場に県市職員が立ち入り、周辺との隔離、集じん機の設置などの作業基準遵守の確認、アスベスト濃度の測定などの検査を実施し、適正処理を徹底している。

・事前届け出件数 68件（16年度）

- 非飛散性アスベスト建材使用建築物の解体作業については、技術指針（※）を周知することにより、散水等の飛散防止措置の徹底を図っている。

※ 技術指針：非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針

- 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、飛散性アスベスト含有建築物解体時において、標識を掲げることを義務化する。

・標識内容：飛散性アスベスト含有建築物の解体工事である旨

飛散防止対策の内容、アスベスト除去の工事期間

・大気汚染防止法でも同様の措置を行うよう環境省に要望（7月27日）

- 「大気汚染防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく解体工事事前届出制度や技術指針を業界団体へ周知するために、説明会を開催する。

- 解体後の廃棄物については、排出事業者に対して、飛散防止対策を講じた収集運搬を行い、適正に処分するよう解体時の指導を徹底している。

・アスベスト取扱関係者に適正処理の徹底を通知（7月14日）

5 廃棄物対策

[処理制度の運用強化]

産業廃棄物処理において、処理基準（※）又は技術指針を遵守するよう、関係業者に対し、指導を強化している。特に収集運搬時、処分時における次の事項を重点的に指導している。

※ 処理基準：特別管理産業廃棄物処理基準

- ・重点指導事項

収集運搬時 他の物との混合禁止、シート掛け、袋詰め等

処分時 飛散性のもの：二重梱包又は固形化のうえ、管理型埋立又は溶融固化
非飛散性のもの：場所を決めた埋立及び即日覆土

[監視の強化]

排出事業者、収集運搬業者、処分業者等に対する立入検査を強化している。

対象事業者：約250社

[事業者の研修]

排出事業者、収集運搬業者、処分業者等を対象に、運搬時、処分時の飛散防止対策等についての研修会等を実施する。

- ・アスベスト廃棄物処理マニュアルの作成（8月）
- ・研修会の開催（8月～）

6 消費者対策

[相談窓口での情報提供]

県立生活科学センター等で消費者に対する適切な相談窓口の紹介、消費者からの相談に対する一次的な対応等を行い、消費者の不安解消に努めている。

[悪質商法に関する相談及び注意喚起]

県立生活科学センター等でアスベストに関する不安に付け込んだ悪質商法等の相談に対応するとともに、情報誌、啓発チラシ、ホームページ等を活用し、情報提供及び啓発を行っている。

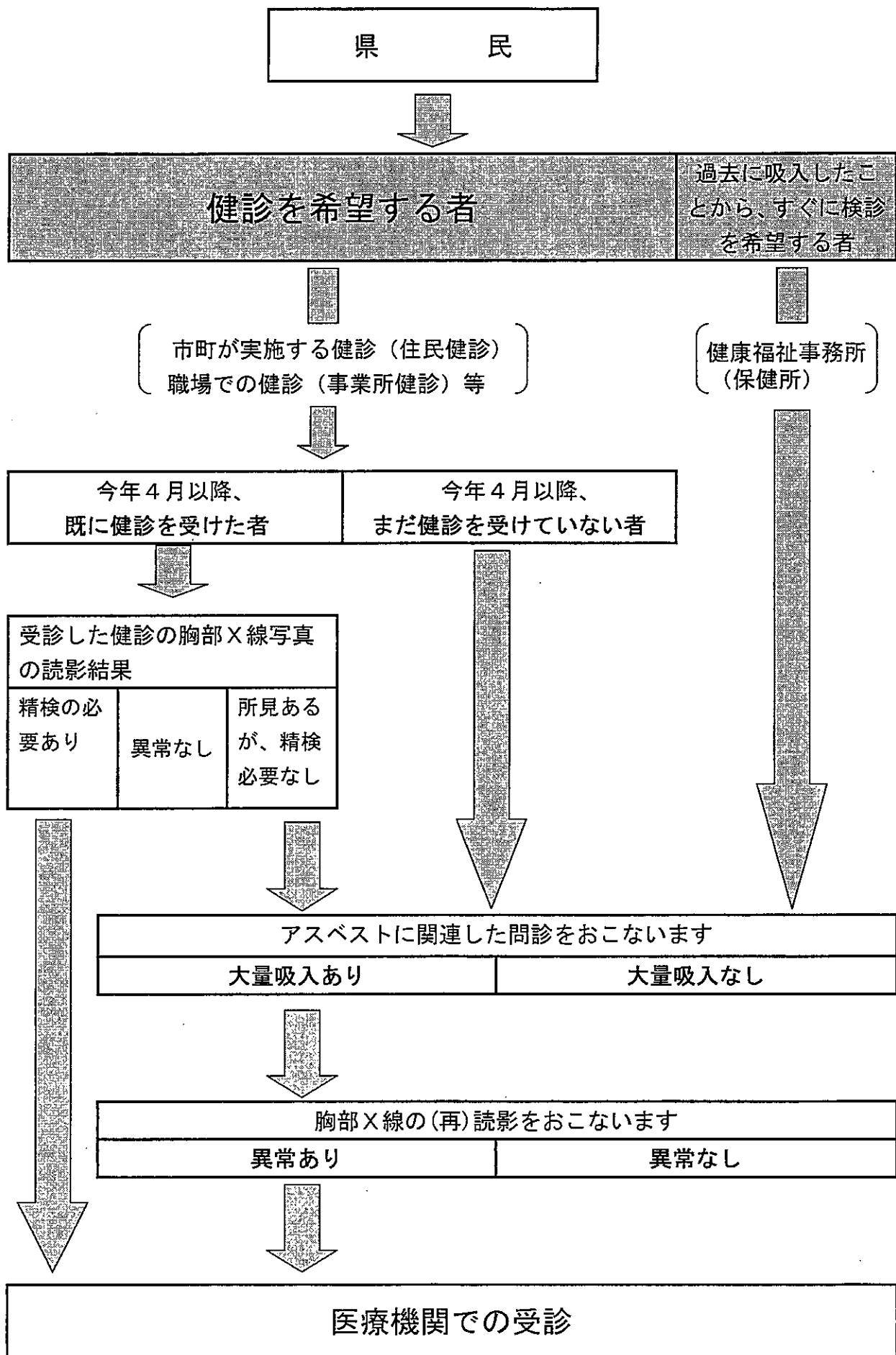
- ・悪質商法に関する注意喚起チラシの配布（8月）

7 推進体制

[アスベスト対策推進会議の開催]

引き続き、「アスベスト対策推進会議」を開催し、府内関係部局が連携して、アスベスト問題に対する総合的な対策を推進している。

アスベスト関連疾患の健診について



アスベスト健康被害対策に関する申し入れ

過日、大手機械メーカー「クボタ」の旧神崎工場（尼崎市）などで働いていた従業員らが中皮腫などアスベストが原因と見られる疾患でなくなり、さらに、従業員の妻及び周辺住民においても中皮腫を発症し、死亡していることが明らかになりました。

また、現在、アスベストに関する法的規制は強化されているものの、規制以前の曝露や、さらには残された建築物等に含まれるアスベストが原因で、今後、新たに発病していく危険性も懸念され、県民不安が拡がっています。

特に、アスベストを原因とする中皮腫は、発症までの期間が長く、将来、患者の増加が予想されることから、その不安は計り知れないものがあります。

本県として、こうした状況を踏まえ、県民の安全と安心を確保する立場から、下記の点について強く申し入れます。

記

- 1 関係省庁が実施している各種相談窓口と自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、アスベスト関連疾患に関する最新知見の提供など専門的な相談支援体制を構築すること。
- 2 アスベストに起因して発症し死亡に至った労働者に係る時効起算の弾力的運用、労災補償制度の周知の徹底等により、可能な限り多くの労働者及び遺族が救済を受けられるよう、特別の配慮を行うこと。
- 3 中皮腫などとアスベストとの因果関係を早期に究明し、「公害健康被害の補償等に関する法律」の規定に基づく補償等の対象となるよう必要な措置を講じること。
- 4 アスベスト製品製造事業所等周辺住民の健康被害の実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する健診の実施、医療費補助等の必要な措置を講じること。
- 5 関係省庁が実施した実態調査の結果や、「労働安全衛生法」に基づき都道府県労働局が把握しているアスベストの製造・取扱事業所名やアスベスト起因の労災発生事業所名などの情報をすべて、国の責任において、速やかに国民及び各都道府県に開示すること。

- 6 今後、大量に発生が予想される建築物の解体、補修に伴うアスベストの飛散防止対策を一層推進するため、対象施設、建築材料の範囲の拡大や解体現場での標識設置の義務化など「大気汚染防止法」等の規制の拡充を行うとともに、その監視体制の一層の強化を図ること。
- 7 今後、飛散性アスベストの除去が必要な場合が考えられるが、その処理に対する支援制度の創設等を含め適切な対策を講じること。
- 8 非飛散性アスベストについて、今後、建物の解体等に伴い多量に飛散することが懸念されることから、その解体、収集運搬、処分時の飛散を防止するため、現在の「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」を法令等に明確に位置づけるなど、適切な処理方策を確立し、関係団体に周知徹底すること。

平成17年7月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

アスベストによる健康被害に関する緊急要望

先日来、アスベスト（石綿）関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺住民の間で、中皮腫や肺がんなどアスベストが原因とみられる疾病死が多数発生していることが全国で報告されている。

これまで、アスベストについては、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」などの改正・強化により、作業の規制・禁止や届出が規定され、一定の飛散防止の措置が講じられてきたところである。

しかしながら、アスベストを原因とする疾病は、発症までの期間が数十年と長く、将来にわたって患者の発生が予想され、元従業員や周辺住民らの不安を軽減するには、早急に健康被害予防対策、患者救済対策などの一層の強化を図る必要がある。

については、国において、国民の安全と安心を確保する立場から、下記の措置を早急に講じられるよう、強く要望する。

記

- 1 関係省庁が実施している各種相談窓口や自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、専門的な相談支援体制を構築すること。
- 2 周辺住民等の健康被害の実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する健診、医療費補助等の必要な措置を講じること。
- 3 中皮腫などとアスベストとの因果関係を早期に究明し、「公害健康被害の補償等に関する法律」の規定に基づく補償等の対象となるよう必要な措置を講じること。
- 4 アスベストを含む建築物の解体、補修に伴うアスベストの飛散防止対策を一層推進するため、対象施設、建築材料の範囲の拡大など「大気汚染防止法」等の規制を拡充するとともに、その監視体制の一層の強化を図ること。
- 5 関係省庁が実施した実態調査の結果や、「労働安全衛生法」に基づき都道府県労働局が把握しているアスベストの製造・取扱事業所名などの情報をすべて、国の責任において、速やかに国民及び各都道府県に開示すること。

平成17年7月14日

全 国 知 事 会